

奈良県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年五月十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松岡 喜久夫	天理市長柄町六二七
〃	西田 智也	〃 〃 七一九
〃	篠崎 芳弘	〃 〃 七五九
〃	青木 弘	〃 〃 五九四
〃	飯田 勤	〃 〃 七二九
〃	出口 善嗣	〃 〃 八一六
監事	田中 一郎	〃 西長柄町四八
〃	松原 茂	〃 長柄町六四五
〃	飯田 眞康	〃 〃 六一四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	衣川 文雄	天理市長柄町七三一
〃	西山 勝弘	〃 〃 八〇六
〃	藤枝 京子	〃 〃 六四九
〃	磯野 芳文	〃 〃 八五〇
〃	佐藤 勇太郎	〃 〃 六七二一一
〃	吉村 百合満	〃 〃 一七二
監事	森継 昭	〃 〃 六七七
〃	森本 憲爾	〃 〃 四〇五
〃	飯田 眞康	〃 〃 六一四